

小城市下水道条例(平成 17 年小城市条例第 162 号)新旧対照表

現行	改正(案)
<p style="text-align: center;">小城市下水道条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第3条)</p> <p>第2章 排水設備の設置等(第4条—第11条)</p> <p>第3章 公共下水道の使用(第12条—第27条)</p> <p><u>第4章 行為の許可等(第28条)</u></p> <p><u>第5章 占用(第29条—第33条)</u></p> <p><u>第6章 補則(第34条)</u></p> <p><u>第7章 罰則(第35条・第36条)</u></p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>公共下水道の設置及び管理</u>について、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)その他の法令で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(15) 略</p>	<p style="text-align: center;">小城市下水道条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第3条)</p> <p>第2章 排水設備の設置等(第4条—第11条)</p> <p>第3章 公共下水道の使用(第12条—第27条)</p> <p><u>第4章 公共下水道及び都市下水路の構造の基準等(第28条—第35条)</u></p> <p><u>第5章 行為の許可等(第36条)</u></p> <p><u>第6章 占用(第37条—第41条)</u></p> <p><u>第7章 補則(第42条)</u></p> <p><u>第8章 罰則(第43条・第44条)</u></p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>公共下水道の設置、維持及びその他管理</u>について、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)その他の法令で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p><u>(16) 都市下水路 法第2条第5号に規定する都市下水路をいう。</u></p>

小城市下水道条例(平成17年小城市条例第162号)新旧対照表

現行	改正(案)
<p>第3章 公共下水道の使用 (除害施設の設置等)</p> <p>第15条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない汚水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) 1・1—ジクロロエチレン <u>1リットルにつき0.2ミリグラム以下</u></p> <p>(16)～(26) 略</p> <p><u>(27)</u> フェノール類 1リットルにつき5ミリグラム以下</p> <p><u>(28)</u> 銅及びその化合物 1リットルにつき銅3ミリグラム以下</p> <p><u>(29)</u> 亜鉛及びその化合物 1リットルにつき亜鉛2ミリグラム以下</p> <p><u>(30)</u> 鉄及びその化合物(溶解性) 1リットルにつき鉄 10 ミリグラム以下</p> <p><u>(31)</u> マンガン及びその化合物(溶解性) 1リットルにつきマンガン10ミリグラム以下</p> <p><u>(32)</u> クロム及びその化合物 1リットルにつきクロム2ミリグラム以下</p> <p><u>(33)</u> ダイオキシシン類 1リットルにつき10ピコグラム以下</p> <p><u>(34)</u> 温度 45度未満</p> <p><u>(35)</u> アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満</p> <p><u>(36)</u> 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満</p> <p><u>(37)</u> 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満</p> <p><u>(38)</u> 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満</p> <p><u>(39)</u> ノルマルヘキサン抽出物質含有量</p> <p>ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下</p> <p>イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下</p> <p><u>(40)</u> 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満</p>	<p>第3章 公共下水道の使用 (除害施設の設置等)</p> <p>第15条 法第12条の11第1項の規定により、次に定める基準に適合しない汚水(法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>(15) 1・1—ジクロロエチレン <u>1リットルにつき1ミリグラム以下</u></p> <p>(16)～(26) 略</p> <p><u>(27)</u> 1・4—ジオキサン <u>1リットルにつき0.5ミリグラム以下</u></p> <p><u>(28)</u> フェノール類 1リットルにつき5ミリグラム以下</p> <p><u>(29)</u> 銅及びその化合物 1リットルにつき銅3ミリグラム以下</p> <p><u>(30)</u> 亜鉛及びその化合物 1リットルにつき亜鉛2ミリグラム以下</p> <p><u>(31)</u> 鉄及びその化合物(溶解性) 1リットルにつき鉄 10 ミリグラム以下</p> <p><u>(32)</u> マンガン及びその化合物(溶解性) 1リットルにつきマンガン10ミリグラム以下</p> <p><u>(33)</u> クロム及びその化合物 1リットルにつきクロム2ミリグラム以下</p> <p><u>(34)</u> ダイオキシシン類 1リットルにつき10ピコグラム以下</p> <p><u>(35)</u> 温度 45度未満</p> <p><u>(36)</u> アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1リットルにつき380ミリグラム未満</p> <p><u>(37)</u> 水素イオン濃度 水素指数5を超え9未満</p> <p><u>(38)</u> 生物化学的酸素要求量 1リットルにつき5日間に600ミリグラム未満</p> <p><u>(39)</u> 浮遊物質 1リットルにつき600ミリグラム未満</p> <p><u>(40)</u> ノルマルヘキサン抽出物質含有量</p> <p>ア 鉱油類含有量 1リットルにつき5ミリグラム以下</p> <p>イ 動植物油脂類含有量 1リットルにつき30ミリグラム以下</p> <p><u>(41)</u> 窒素含有量 1リットルにつき240ミリグラム未満</p>

(41) 燐含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

(42) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第37号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。) 当該排水基準に係る数値

2 略

(使用料の額の算定)

第19条 使用料の額は、別表に定めるところにより算定した額に消費税及び地方消費税額を加算し、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 使用者が排除した汚水量の算定は、次の定めるところによる。

(1) 水道水を使用した場合は、小城市水道事業給水条例(平成17年小城市条例第172号)第18条第1項及び第27条並びに西佐賀水道企業団水道事業給水条例(昭和55年西佐賀水道企業団条例第3号)第28条及び第29条の規定により算定した水量とする。

(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は、水量計測装置(以下「メーター」という。)により計量した水量とする。

(3) 前2号を併用して使用した場合は、その和を使用水量とする。

(4) 氷、生コンクリート等製造業及びその他の営業によって前3号の規定により算定された水量と、施設に排除する汚水量が著しく異なる場合は、申告に基づいて市長が認定する。

3 略

(損害負担金)

第27条 市長は、施設を損傷した行為により必要を生じた施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。

(42) 燐含有量 1リットルにつき32ミリグラム未満

(43) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの(第37号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌群数を除く。) 当該排水基準に係る数値

2 略

(使用料の額の算定)

第19条 使用料の額は、別表に定めるところにより算定した額に消費税及び地方消費税額を加算し、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 使用者が排除した汚水量の算定は、次の定めるところによる。

(1) 水道水を使用した場合は、小城市水道事業給水条例(平成17年小城市条例第172号)第18条第1項及び第27条並びに西佐賀水道企業団水道事業給水条例(昭和50年西佐賀水道企業団条例第3号)第28条及び第29条の規定により算定した水量とする。

(2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は、水量計測装置(以下「メーター」という。)により計量した水量とする。

(3) 前2号を併用して使用した場合は、その和を使用水量とする。

(4) 氷、生コンクリート等製造業及びその他の営業によって前3号の規定により算定された水量と、施設に排除する汚水量が著しく異なる場合は、申告に基づいて市長が認定する。

3 略

(損害負担金)

第27条 市長は、施設を損傷した行為により必要を生じた施設に関する工事に要する費用については、その必要を生じた限度において、その行為をした者にその全部又は一部を負担させることができる。

第4章 公共下水道及び都市下水路の構造の基準等

(公共下水道の構造の技術上の基準)

第28条 法第7条第2項に規定する公共下水道の構造の技術上の基準は、次条から第31条までに定めるところによる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

第29条 排水施設及び処理施設(これを補完する施設を含む)。

第 31 条において同じ。)に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
 - (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとするができる。
 - (3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じるおそれのないものとして国土交通省令で定めるものを除く。)にあっては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。
 - (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあっては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。
 - (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓^{どう}継手の設置その他の国土交通大臣が定める措置が講じられていること。
- (排水施設の構造の技術上の基準)

第 30 条 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 排水管の内径及び排水渠^{きよ}の断面積は、国土交通大臣が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
 - (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。
 - (3) 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所^{箇所}にあっては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。
- (処理施設の構造の技術上の基準)

第 31 条 処理施設(終末処理場であるものに限る。第 2 号において同じ。)の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講じられていること。

(2) 汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。第33条において同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように国土交通大臣が定める措置が講じられていること。

(適用除外)

第32条 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。

(1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道

(2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

(終末処理場の維持管理)

第33条 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。

(2) 沈砂池又は沈殿池のどろのために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。

(3) 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じること。

(5) 臭気、蚊、はえ等の発生を防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。

(6) 前号に掲げるもののほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないように国土交通大臣及び環境大臣が定める措置を講じること

(都市下水路の構造の技術上の基準)

第34条 第29条、第30条及び第32条の規定は、都市下水路の構造の技術上の基準について準用する。

(都市下水路の維持管理の技術上の基準)

第4章 行為の許可等

第28条 略

第5章 占用

(占用の許可)

第29条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

(占用料)

第30条 市長は、前条の許可を受けた者(以下「占用者」という。)から占用料を徴収する。ただし、公共下水道に下水を排除することを目的とする占用物件については、この限りではない。

2 前項の占用料の額及び徴収方法については、小城市道路占用料条例(平成17年小城市条例第164号)の規定を準用する。

(占用期間)

第31条 第29条の規定による占用の期間は、5年以内とする。

(占用許可の取消し)

第32条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、占用の許可を取り消すことができる。

- (1) 占用者が占用料を滞納したとき。
- (2) 占用者が占用期間中に占用の許可を受けた公共下水道の敷地又は排水施設を占有している実態がないとき。
- (3) 占用者が虚偽の占有申請を行うことによって占用の許可を受けたとき。
- (4) 占用者が占有条件に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が占有期間中に公益上やむを得

第35条 法第28条第2項に規定する条例で定める都市下水路の維持管理の基準は、次のとおりとする。

- (1) しゅんせつは、1年に1回以上行うものとする。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りではない。

第5章 行為の許可等

第36条 略

第6章 占用

(占用の許可)

第37条 公共下水道又は都市下水路の敷地又は排水施設に物件(以下「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道、都市下水路の敷地又は排水施設を占有しようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

(占用料)

第38条 市長は、前条の許可を受けた者(以下「占用者」という。)から占用料を徴収する。ただし、公共下水道又は都市下水路に下水を排除することを目的とする占用物件については、この限りではない。

2 前項の占用料の額及び徴収方法については、小城市道路占用料条例(平成17年小城市条例第164号)の規定を準用する。

(占用期間)

第39条 第37条の規定による占用の期間は、5年以内とする。

(占用許可の取消し)

第40条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、占用の許可を取り消すことができる。

- (1) 占用者が占用料を滞納したとき。
- (2) 占用者が占有期間中に占用の許可を受けた公共下水道又は都市下水路の敷地又は排水施設を占有している実態がないとき。
- (3) 占用者が虚偽の占有申請を行うことによって占用の許可を受けたとき。
- (4) 占用者が占有条件に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市長が占有期間中に公益上やむを得

ない理由により占用物件について撤去の必要があると判断したとき。

(原状回復の義務)

第33条 占有者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占有物件を設ける必要がなくなったときは、当該占有物件を除去し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復することが不相当であると認めるときは、この限りでない。

第6章 補則

第34条 略

第7章 罰則

(罰則)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1)～(7) 略

(8) **第33条**の規定に違反した者

(9) 第6条、**第28条**第1項の規定による申請書、第16条の規定による届出書、第19条第2項第4号の規定による申告書で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者又は申告者
(使用料の徴収を免れた者に対する過料)

第36条 略

ない理由により占有物件について撤去の必要があると判断したとき。

(原状回復の義務)

第41条 占有者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占有物件を設ける必要がなくなったときは、当該占有物件を除去し、公共下水道又は都市下水路を原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復することが不相当であると認めるときは、この限りでない。

第7章 補則

第42条 略

第8章 罰則

(罰則)

第43条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1)～(7) 略

(8) **第39条**の規定に違反した者

(9) 第6条、**第36条**第1項の規定による申請書、第16条の規定による届出書、第19条第2項第4号の規定による申告書で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者又は申告者
(使用料の徴収を免れた者に対する過料)

第44条 略